

令和8年度 道路占用料 一覧表

渋谷区土木部

占 用 物 件		単 位	単 価 (円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	22,600	
	第二種電柱		35,000	
	第三種電柱		47,800	
	第一種電話柱	1本につき1年	12,900	
	第二種電話柱		20,800	
	第三種電話柱		28,500	
	その他の柱類		1,760	
	共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき1年	210	
	地下に設ける電線その他の線類		110	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	17,700	
	地下に設ける変圧器	1㎡につき1年	11,900	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	36,400	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	127,800	
	その他のもの (投光器)	1㎡(1基)につき1年	32,500	
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04m未満のもの	1mにつき1年	430
外径が0.04m以上0.07m未満のもの		740		
外径が0.07m以上0.1m未満のもの		1,120		
外径が0.1m以上0.15m未満のもの		1,760		
外径が0.15m以上0.2m未満のもの		2,300		
外径が0.2m以上0.3m未満のもの		3,570		
外径が0.3m以上0.4m未満のもの		4,830		
外径が0.4m以上0.7m未満のもの		8,350		
外径が0.7m以上1.0m未満のもの		11,900		
外径が1.0m以上のもの		23,800		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道及び軌道	1㎡につき1年	24,900	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ及び雨よけ	1㎡につき1年	32,500	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.004	
		階数が2のもの	A×0.006	
		階数が3以上のもの	A×0.007	
	上空に設ける通路		63,800	
	地下に設ける通路	1㎡につき1年	38,200	
その他のもの		28,000		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼・緑日等に際し、一時的に設けるもの	1㎡につき1日	1,230	
	商品置場その他これに類するもの	1㎡につき1年	127,800	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(ア-チ式を除く) (※注)	表示面積1㎡につき1年	127,800	
	標識	1本につき1年	29,600	
	旗ざお及び幕	祭礼・緑日等に際し、一時的に設けるもの	1本又は1㎡につき1日	1,230
		その他のもの	1本又は1㎡につき1年	127,800
	ア-チ式工作物	車道を横断するもの(注)	1基につき1年	1,278,800
その他のもの		639,300		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条5号に掲げる工事用材料置場	板囲・足場その他工事用施設及び工事用材料置場	1㎡につき1年	50,400	
	危険防止施設		15,200	
	詰所(注)		118,300	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		1㎡につき1年	32,500	
令第7条第8号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	A×0.006	
		階数が2のもの	A×0.008	
		階数が3のもの	A×0.011	
		階数が4以上のもの	A×0.012	
	その他のもの		A×0.024	
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条10号に掲げる施設及び自動車駐車場	上空、トンネルの上空又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	A×0.006	
		階数が2のもの	A×0.008	
		階数が3のもの	A×0.011	
		階数が4以上のもの	A×0.012	
その他のもの		A×0.006		
令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車または自転車の車止め装置その他の駐車用設備	1㎡につき1年	A×0.024	
減免単価対象の占用物件及び単価(※注 : 一部、規格化された看板、日よけ等については、下記の減免単価が適用されます。)				
占 用 物 件		単 位	単 価 (円)	
規格化された簡易な看板	電柱広告	1個につき1年	22,300	
			追加巻付	11,200
	消火栓標識広告		14,600	
	バス停標識広告		14,600	
	乗車位置広告		8,590	
上記規格化された簡易な看板以外の看板及び日よけ	看板	表示面積1㎡につき1年	14,900	
	日よけ	1㎡につき1年	1,450	